

転出

に関連するおもな手続き

 下記にあてはまるものがないか 確認してみましょう	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍 マイナンバーカードをお持ちの方	転出先でマイナンバーカードの継続利用（住所変更）	（お持ちの方） ・マイナンバーカード		転出先の市区町村	
申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	転出先で再申請が必要です	転出先の市区町村にご相談ください			
印鑑登録をしている方	転出予定日で自動的に登録廃止になります			③住所・戸籍	

※各種保険証・受給者証等を転出日まで使う予定のある方は、転出後に郵送で返却いただくことも可能です

保険 年金 国民健康保険に加入している方	・国民健康保険の脱退 ・国民健康保険資格確認書等の返却	国民健康保険資格確認書等		④国民健康保険	
→各種認定証をお持ちの方	各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 など			
→修学のために転出する方	転出先で引き続き美唄市の国民健康保険資格確認書を使う手続き	在学証明書		④国民健康保険	
→住所地特例に該当する施設に転出する方		在園証明書			
→世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方	・特定同一世帯所属者証明書の受取 ・旧被扶養者異動連絡票の受取 ※転出先へ提出してください				
75歳以上の方 または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療資格確認書等の返却	後期高齢者医療資格確認書等		⑤後期高齢・年金・医療費助成	
→北海道外へ転出する方	負担区分等証明書の受取（郵送の場合有） ※転出先へ提出してください				
→各種認定証をお持ちの方	各種認定証の返却	・特定疾病療養受療証		⑤後期高齢・年金・医療費助成	
海外へ出国する方	これからの年金についてのご相談 国民年金保険料精算のご相談 国民年金の任意加入			⑤後期高齢・年金・医療費助成	

高齢 65歳以上の方	介護保険証の返却 介護保険資格喪失届	介護保険証		⑧高齢福祉・介護保険・地域包括支援センター	
→住所地特例に該当する施設に転出する方	介護保険住所地特例適用届 介護保険資格異動届 介護保険証等の住所変更	・介護保険証 ・負担割合証 ・負担限度額認定証			
要介護認定を受けていた方	介護保険証等の返却	・介護保険証 ・負担割合証 ・負担限度額認定証		⑧高齢福祉・介護保険・地域包括支援センター	
介護保険受給資格証明書の受取 ※転出先へ提出してください		介護保険証			
重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	・受給者資格変更届 または喪失届	重度心身障がい者医療費受給者証（交付されている方）		⑤後期高齢・年金・医療費助成	
Net119 緊急通報システムを利用していた	美唄市 Net119 緊急通報システム廃止届出			消防署 0126-66-2226	

子ども 小学生・中学生のお子さんがいる方	転校手続き	※学校から、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」をもらい転出先へ提出してください		これまで通っていた学校	
児童手当を受給している方 （0歳～18歳になる年度の末日までの子ども）	児童手当資格消滅届 ※公務員世帯の方は勤務先にお問い合わせください	△注意！ 転出先での申請遅れに注意してください		③住所・戸籍	
子ども医療費受給者証をお持ちの方 （0歳～18歳になる年度の末日までの子ども）	受給者資格変更届または喪失届	子ども医療費受給者証		⑤後期高齢・年金・医療費助成	
妊娠中の方	美唄市の妊婦健康診査受診票は使えなくなりますので、転出先で手続きしてください			健康推進課（保健センター） 0126-62-1173	
保育園に入園しているお子さんがいる方	退園手続き			こども未来課 保育園	
ひとり親家庭等に該当している方	児童扶養手当の住所変更 ひとり親家庭等医療費助成の資格変更届または喪失届	※窓口でご相談ください ひとり親家庭等医療費受給者証		⑤後期高齢・年金・医療費助成	
特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更	※窓口でご相談ください		こども未来課	
重度心身障がい者の医療費受給者証をお持ちの方	受給者資格変更届または喪失届	重度心身障がい者医療費受給者証		⑤後期高齢・年金・医療費助成	
上記の各種制度を転出先で申請する方	所得課税証明書の取得 ※転出先の市町村で各種手続きの際、「所得課税証明書」を提出してください	本人確認書類（免許証など）		③住所・戸籍 ⑥市税証明・税金	

税・料金	上下水道の使用をやめる方	使用中止届	窓口またはインターネットで手続きできます	⑨水道・下水道
	原付バイク・小型特殊を所有している方	廃車申告（軽自動車税）	※窓口でご相談ください	⑥市税証明・税金
	軽自動車（二輪を除く）を所有している方	※軽自動車検査協会でご相談ください		軽自動車検査協会 札幌主管事務所 050-3816-1763 北海道運輸局 札幌運輸支局 050-5540-2001
	126 cc以上の二輪（バイク）を所有している方	※運輸支局でご相談ください		
	未納となっている税や料等のご相談	納付相談		⑥市税証明・税金

その他	市営住宅を退去する方	市営住宅の退去手続き		2階都市建築住宅課
	多量に出るごみを処分したい方	臨時収集の申し込み（事前申込制、有料）		
	粗大ごみの処分が必要な方	収集の申し込み（事前申込制、申し込み時にお伝えする金額を確認してから粗大ごみ処理券を購入してください。） ※冬期間の収集は行いません。		⑩生活環境・交通・ごみ
	し尿のくみ取りを利用していた方	※業者へ直接転出する旨を連絡してください。		北海道コンポスト(株) 0126-63-3549 (株)美唄環境センター 0126-64-2305
	市営墓地を使用している方	本籍・住所・氏名等変更届	住民票、戸籍謄本等	⑩生活環境・交通・ごみ

Q こんなときはどうしたらいいの？ 転出の届出をしたけれど・・・

新しい住所に住み始めてから、14日以上経過してしまった。	→ 転出証明書は有効ですので、早急にお届けください。
転出届をした住所とは、違うところに住むことになった。	→ 転出証明書は、そのままでも有効です。実際に住み始めた市区町村にお届けください。
転出届をしたあとに、引越しがとりやめになった。	→ 取消の手続きが必要です。住所・戸籍窓口で早急に取消の手続きをしてください。

美唄市役所

〒072-8660
美唄市西3条南1丁目1番1号

代表電話番号 0126-62-3131

開庁時間 あさ 8時45分 ~ 夕方 5時15分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)



令和8年2月改定

美唄市ホームページ <https://www.city.bibai.hokkaido.jp/>



手続きチェックシート 転出

他の市町村へ引越しされる方へ

忘れずにお持ちください

転出届

- 転出することが決まってから実際に転出するまでの間に、あらかじめ届出が必要です（転出するまでに届出ができなかった場合は転出後14日以内）

《届出に必要なもの》

- 国外に転出される方でお持ちの方はマイナンバーの「通知カード」または「マイナンバーカード」

住み始めてから **14日以内**に、「転出証明書（またはマイナンバーカード）」を持参して新しい住所地の市区町村役場で転入届をしてください



関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、後日あらためてご来庁いただく場合があります。

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証>

1点で本人確認できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に2点が必要なもの

- ・資格確認書
- ・年金手帳※
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただけます。